

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年10月25日
【会社名】	株式会社高島屋
【英訳名】	Takashimaya Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 村田善郎
【本店の所在の場所】	大阪市中央区難波5丁目1番5号
【電話番号】	06(6631)1101
【事務連絡者氏名】	執行役員企画本部財務部長 福岡 収
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋2丁目12番10号
【電話番号】	03(3231)8723
【事務連絡者氏名】	執行役員企画本部財務部長 福岡 収
【縦覧に供する場所】	株式会社高島屋日本橋店 (東京都中央区日本橋2丁目4番1号)
	株式会社高島屋京都店 (京都市下京区四条通河原町西入真町52番地)
	株式会社高島屋横浜店 (横浜市西区南幸1丁目6番31号)
	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2024年10月25日

(2) 当該事象の内容

当社は連結子会社であるタカシマヤ シンガポール LTD.より剰余金の配当を受領することとなりました。

配当金額 : 80百万シンガポールドル

配当金受領日: 2024年11月5日(予定) 40百万シンガポールドル

2024年12月5日(予定) 40百万シンガポールドル

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当社は2025年2月期個別決算において、受取配当金9,166百万円()を営業外収益に計上する見込みです。

なお、連結子会社からの配当であり、連結決算上消去されるため、2025年2月期の連結業績に与える影響はありません。

(1シンガポールドル=114.73円(11月5日受領)、114.43円(12月5日受領)で換算。)

以 上